

暴力団等反社会勢力ではないこと等に関する誓約書

GreenWood バイオマス発電利用事業協同組合

代表理事 山田 芳弘 殿

私又は当社は、貴団体からの認定に伴い、下記事項について誓約いたします。

1. 私又は当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会勢力のいずれにも該当いたしません。
 - ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 暴力団員が所属する事業者
 - ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が所属する事業者
 - ⑦ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑧ その他前号に準ずる者
2. 私又は当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会勢力等」という。）と次の各号のいずれの関係にも該当いたしません。
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 私又は当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為は行いません。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いて貴団体の信用を毀損し、又は貴団体の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前号に準ずる行為
4. 私又は当社は、これら1. 2. 3. の各号のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この誓約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしに認定が取消され又は取引が停止され又は取消を公に公表されても一切の異議を申し立てず、貴団体に対して一切の損害賠償ないし補償を請求しないとともに、これらの損害が生じた場合は、一切私又は当社の責任とすることを誓約いたします。また、かかる取消により貴団体に損害が生じたときは、私又は当社がその損害を賠償するものといたします。

令和 年 月 日

(住所)

(会社名)

(代表者役職・氏名)